

折尾愛真短期大学 学則

第 1 章 総 則

(目的及び使命)

第 1 条 本学は高い教養と経済学科に関する高度の専門的知識及び技能を授け、キリスト教主義教育に基づく人格教育を基盤とし、誠実で奉仕的な良き職業的社會人を育成することを目的とする。

(教育研究上の目的および教育方針)

2 学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者の受け入れ方針を別表 1 のとおり定める。

(自己点検評価)

- 3 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行う。
- 4 点検及び評価の実施に必要な事項は別に定める。

第 2 章 学科・学生定員および修業年限

第 2 条 本学に次の学科を置く。

経済科

2 本学に日本語別科を置く。日本語別科に関する規程は、これを別に定める。

第 3 条 本学の学生定員を次のように定める。

入学定員 100名 総定員 200名

第 4 条 修業年限は 2 年とし、在学年限は 4 年を超えることはできない。ただし、教授会の議を経て学長が所定の年限を超えて在学することもやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。

第 3 章 学年・学期および休業日

第 5 条 学年は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 6 条 学年を分けて次の 2 期とする。

- (1) 前期 4 月 1 日より 9 月 30 日まで
- (2) 後期 10 月 1 日より 翌年 3 月 31 日まで

第 7 条 休日は次のとおり定める。

- (1) 土・日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律）第 178 号に規定する休日、創立記念日（4 月 30 日）
- (2) 夏季休業 7 月 21 日より 9 月 10 日まで
- (3) 冬季休業 12 月 25 日より 1 月 7 日まで
- (4) 春季休業 3 月 20 日より 4 月 7 日まで

2 前項休日において学長が必要と認めるときは臨時に授業を行い、または変更することができ

る。

第 4 章 教育課程・履修方法および課程修了認定

第 8 条 教育課程は次のとおりとする。

学 科	授 業 科 目	単位数		学 科	授 業 科 目	単位数	
		必修	選択			必修	選択
学 科 共通基礎科目	キリスト教学Ⅰ	1		学 科 専門教育科目	消費者心理学		2
	キリスト教学Ⅱ	1			商品企画開発		1
	キリスト教学Ⅲ	1			株式取引		2
	キリスト教学Ⅳ	1			コンピュータ会計Ⅰ		1
	国語表現法Ⅰ	2			コンピュータ会計Ⅱ		1
	国語表現法Ⅱ	2			税務会計Ⅰ(所得税法)		1
	英 語Ⅰ	1			税務会計Ⅱ(法人税法)		1
	英 語Ⅱ	1			金融ゼミ		1
	英 語Ⅲ	1			観光概論		2
	英 語Ⅳ	1			ホスピタリティ論		2
	スポーツと健康	2			観光実務演習		1
	総合ゼミナールⅠ	1			観光実務実習		1
	総合ゼミナールⅡ	1			トラベルコーディネート		2
	総合ゼミナールⅢ	1			観光英会話Ⅰ		1
	総合ゼミナールⅣ	1			観光英会話Ⅱ		1
	ワープロ演習Ⅰ	1			観光英会話Ⅲ		1
	ワープロ演習Ⅱ	1			観光英会話Ⅳ		1
	表計算演習Ⅰ	1			異文化コミュニケーションⅠ		2
	表計算演習Ⅱ	1			異文化コミュニケーションⅡ		2
	音 楽		2		ビジネス英語Ⅰ		1
	心理学		2		ビジネス英語Ⅱ		1
	日本の歴史と文化Ⅰ		2		オーラルコミュニケーションⅠ		1
	日本の歴史と文化Ⅱ		2		オーラルコミュニケーションⅡ		1
	オフィススタディ		2		日本の文化Ⅰ		1
	日常生活と法律		2		日本の文化Ⅱ		1
	韓国語Ⅰ		1		情報処理概論Ⅰ		2
	韓国語Ⅱ		1		情報処理概論Ⅱ		2
	中国語Ⅰ		1		経営情報システム		2
	中国語Ⅱ		1		情報社会論		2
	日本語Ⅰ		1		データベース演習Ⅰ		1
日本語Ⅱ		1	データベース演習Ⅱ		1		
日本語Ⅲ		1	プログラミング演習Ⅰ		1		

- 第 11 条 授業は、講義、演習、実験、実習、実技のいずれかにより、またはこれらの併用により行うものとする。
- 2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 第 12 条 課程修了の認定は試験による。試験は学年または学期末にその履修した科目について筆記、口述・論文・実技等によって行う。
- 2 成績の評価は、秀・優・良・可・不可をもって表し、可以上を合格とする。
- 3 成績評価による学業結果を総合的に判断する指標として GPA (Grade Point Average) を用いる。
- 4 GPA は成績評価のうち、秀に 4 点、優に 3 点、良に 2 点、可に 1 点、不可に 0 点をそれぞれ評価点として与え、各授業科目の評価点にその単位数を乗じて得た積の合計を履修登録科目の総単位数で除して算出する。
- 5 GPA は、学修指導、進路指導、奨学金および表彰に活用するものとする。
- 第 13 条 病気その他やむを得ない理由のため、試験を受けることのできなかった者に対しては追試験を行うことがある。
- 第 14 条 本学に 2 年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を習得した者については、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。
- 2 前項の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

第 5 章 入学・退学・休学および転学

- 第 15 条 入学の時期は学年の始めとする。
- 第 16 条 本学に入学できる者は次の各号の一に該当する者でなければならない。
- (1) 高等学校を卒業した者
 - (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者
(通常の課程以外によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む)
 - (3) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者
 - (4) 文部科学大臣の指定した者
 - (5) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業認定試験に合格した者 (旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
 - (6) その他本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- 第 17 条 入学志願者は入学願書に入学検定料および次の各号に掲げる書類を添えて指定の期日までに提出しなければならない。
- (1) 健康診断証明書
 - (2) 入学資格を有することを証明するに足りる書類
 - (3) 写 真

第 18 条 入学志願者は選考の上入学を許可する。

第 19 条 入学を許可された者は、本学所定の誓約書に保証人連署の上入学金を添えて指定の期日までに提出しなければならない。

第 20 条 保証人は父母または近親者（三親等以内）とする。

第 21 条 病気その他やむを得ない理由で引き続き 3 ヶ月以上修学できないときは、休学を願い出ることができる。

- 2 休学期間は一年以内とする。ただし、特別の事情がある場合 1 年を限度として、休学期間の延長を認めることができる。
- 3 休学期間は在学年数に算入しない。
- 4 休学期間中にその理由が消滅した場合、学長の許可を得て復学することができる。

第 22 条 退学しようとする者は、保証人が連署しその理由を記して願い出、教授会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

第 23 条 願いにより退学した者が再入学を願い出た場合にはこれを許可することがある。

第 24 条 他の短期大学または大学から転・入学を希望する者があるときは、正当な理由を認めた場合に相当年次にこれを許可することがある。

第 24 条の 2 本学は、教育上有益と認める時は、学生が他の短期大学または大学において履修した授業科目について履修した単位を、30 単位を越えない範囲で本学における授業科目の履修により習得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学年が外国の短期大学または大学に留学する場合に準用する。
- 3 前項の実施に関し必要な事項については、別に定める。

第 24 条の 3 本学は、教育上有益と認める時は、学生が行う短期大学または高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、第 23 条の 2 第 1 項及び第 2 項により習得したものとみなした単位数と合わせて 30 単位を超えないものとする。

第 24 条の 4 本学は、教育上有益と認める時は、学生が入学する前に短期大学または大学において履修した授業科目について習得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により習得したものとみなすことができる。

- 2 学生が入学する前に行った第 23 条の 3 第 1 項に規定する学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前 2 項により習得したものとみなし、または与えることができる単位数は、転学等の場合を除き、本学において習得した単位以外のものについては、第 23 条の 2 第 1 項及び第 23 条の 3 第 1 項の本学で習得したものとみなす単位数と合わせて 30 単位を超えないものとする。この場合において第 23 条の 2 第 2 項により本学において習得したものとみなす単位数と合わせる時は、45 単位を超えないものとする。

第 25 条 次の各号のいずれかに該当する者は、除籍とする。

- (1) 第 4 条の規定による在学年限を超えた者
- (2) 死亡又は長期にわたり行方不明の者
- (3) 休学期間終了後も復学又は退学しない者
- (4) 学費納入の義務を怠り、督促を受けても誠意なく納入しない者

第 26 条 前条第 3 号又は 4 号により除籍された者が保証人連署の復籍願を提出するときは、相当年次に復籍を許可することがある。

- 2 学長が必要と認める場合には、試験を課すことがある。
- 3 復籍願は、除籍年次を含めて 3 年以内に提出しなければならない。

第 6 章 学 費

第 27 条 入学検定料は、金 10,000 円とする。

第 28 条 入学金は、金 100,000 円とする。

第 29 条 授業料及びその他の納入金の年額は次のとおりとする。

- (1) 授業料 金 600,000 円
- (2) 教育充実費 金 300,000 円

- 2 前項の授業料及びその他の納入金は前期後期の 2 期に分け、4 月及び 10 月にそれぞれ分納するものとする。
- 3 授業料及びその他の納入金を正当の理由なく所定の期日までに納付しない者には登校停止を命じ引き続き滞納するときは除籍することがある。

第 30 条 休学期間中は授業料の半額を納めなければならない。

第 31 条 一旦納めた学費はいかなる理由があっても返還しない。

第 32 条 学費支弁の困難な者に対しては、その実情と成績により授業料の一部または全部を免除、貸費または給費することができる。

第 7 章 教職員組織及び教授会

第 33 条 本学には学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、及びその他の職員を置く。

なお、必要に応じ副学長を置くことができる。

第 34 条 本学に教授会を置く。

- 2 教授会には准教授、その他の職員を加えることができる。

第 35 条 教授会は、次に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学則の変更に関する事。
- (2) 教育課程の編成に関する事。
- (3) 学位の授与に関する事。
- (4) 学生の身分に関する事(入学・卒業・課程の修了)
- (5) 学生の懲戒に関する事。
- (6) その他教育研究に関する重要な事項で、学長が裁定する事項

第 8 章 委託生・科目等履修生・特別聴講学生・外国人留学生・研究生

第 36 条 官庁その他の団体の委託に基づき入学を希望する者に対しては委託生として選考の上

教授会に諮りこれを許可することができる。

第 37 条 特定の授業科目について科目等履修生を願い出た者に対しては、選考の上教授会に諮りこれを許可することができる。

2 科目等履修生に関するその他の事項は、別に定める。

3 本学において他の短期大学または大学（外国の短期大学又は大学を含む）との協議により、当該他の短期大学などの学生に特別聴講学生として本学の授業科目を履修させることがある。

4 特別聴講学生に関するその他の事項は、別に定める。

第 38 条 外国人で入学志望する者があるときは、その学力を検定した上教授会に諮りこれを許可することができる。

2 外国人留学生のその他の事項は、別に定める。

第 39 条 本学において特定の専門事項について研究することを希望する者に対しては、教授会の議を経て学長は許可することができる。

2 研究生に関するその他の事項は、別に定める。

第 40 条 委託生、科目等履修生・特別聴講学生・外国人留学生及び研究生は正規の課程の学生と同じく学則及びその他の規則を守らなければならない。

第 9 章 図 書 館

第 41 条 本学に付属図書館を置く。図書館に関する規定は別に定める。

第 10 章 公 開 講 座

第 42 条 本学は一般市民のために公開講座を設けることがある。

第 11 章 寄 宿 舎 ・ 保 健 施 設

第 43 条 本学に寄宿舍を設ける。

2 寄宿舍に関する規則は別に定める。

第 44 条 学生ならびに教職員の健康増進を図るために毎年身体検査を行う。

第 12 章 賞 罰

第 45 条 品行学業ともに優秀で他の模範となる学生に対しては表彰を行うことがある。

第 46 条 本学の規則に違反し、または学生の本分に反する行為をした者に対して学長は教授会に諮りこれを懲戒する。

懲戒は訓告、停学又は退学とする。

懲戒に関する規程は別に定める。

第 47 条 次の各号の一に該当する者に対して学長は教授会に諮りこれを退学させる。

- (1) 学業の成績が不良で卒業の見込みがないと認められた者
- (2) 品行不良で改善の見込みがないと認められた者
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序をみだす者
- (5) その他学生としての本分に反する者

附 則

- 1 この学則は昭和 41 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 この学則は昭和 48 年 4 月 1 日より施行する。
ただし、昭和 47 年度以前の入学生については第 26 条の改正規定は適用しない。
- 3 この学則は昭和 49 年 4 月 1 日より施行する。
ただし、昭和 48 年度以前の入学生については第 26 条の改正規定は適用しない。
- 4 この学則は昭和 50 年 4 月 1 日より施行する。
ただし、昭和 49 年度以前の入学生については第 26 条の改正規定は適用しない。
- 5 この学則は昭和 51 年 4 月 1 日より施行する。
ただし、昭和 50 年度以前の入学生については第 26 条の改正規定は適用しない。
- 6 この学則は昭和 52 年 4 月 1 日より施行する。
ただし、昭和 51 年度以前の入学生については第 26 条の改正規定は適用しない。
- 7 この学則は昭和 53 年 4 月 1 日より施行する。
ただし、昭和 52 年度以前の入学生については第 26 条の改正規定は適用しない。
- 8 この学則は昭和 54 年 4 月 1 日より施行する。
ただし、昭和 53 年度以前の入学生については第 26 条の改正規定は適用しない。
- 9 この学則は昭和 55 年 4 月 1 日より施行する。
ただし、昭和 54 年度以前の入学生については第 26 条の改正規定は適用しない。
- 10 この学則は昭和 56 年 4 月 1 日より施行する。
ただし、昭和 55 年度以前の入学生については第 26 条の改正規定は適用しない。
- 11 この学則は昭和 57 年 4 月 1 日より施行する。
ただし、昭和 56 年度以前の入学生については第 26 条の改正規定は適用しない。
- 12 この学則は昭和 58 年 4 月 1 日より施行する。
ただし、昭和 57 年度以前の入学生については第 26 条の改正規定は適用しない。
- 13 この学則は昭和 59 年 4 月 1 日より施行する。
ただし、昭和 58 年度以前の入学生については第 26 条の改正規定は適用しない。
- 14 この学則は昭和 60 年 4 月 1 日より施行する。
ただし、昭和 59 年度以前の入学生については第 26 条の改正規定は適用しない。
- 15 この学則は昭和 62 年 4 月 1 日より施行する。
- 16 この学則は昭和 63 年 4 月 1 日より施行する。
ただし、昭和 62 年度以前の入学生については第 26 条の改正規定は適用しない。
- 17 この学則は平成元年 4 月 1 日より施行する。

- ただし、昭和 63 年度以前の入学生については第 26 条の改正規定は適用しない。
- 18 この学則は平成 2 年 4 月 1 日より施行する。
ただし、平成元年度以前の入学生については第 26 条の改正規定は適用しない。
- 19 この学則は平成 3 年 4 月 1 日より施行する。
ただし、平成 2 年度以前の入学生については第 26 条の改正規定は適用しない。
- 20 この学則は平成 4 年 4 月 1 日より施行する。
ただし、平成 3 年度以前の入学生については第 26 条の改正規定は適用しない。
- 21 この学則は平成 5 年 4 月 1 日より施行する。
ただし、平成 4 年度以前の入学生については第 26 条の改正規定は適用しない。
- 22 この学則は平成 6 年 4 月 1 日より施行する。
ただし、平成 5 年度以前の入学生については第 26 条の改正規定は適用しない。
- 23 この学則は平成 7 年 4 月 1 日より施行する。
ただし、平成 6 年度以前の入学生については第 26 条の改正規定は適用しない。
- 24 この学則は平成 8 年 4 月 1 日より施行する。
ただし、平成 7 年度以前の入学生については第 26 条の改正規定は適用しない。
- 25 この学則は平成 9 年 4 月 1 日より施行する。
ただし、平成 8 年度以前の入学生については第 26 条の改正規定は適用しない。
- 26 この学則は平成 11 年 4 月 1 日より施行する。
ただし、平成 10 年度以前の入学生については第 26 条の改正規定は適用しない。
- 27 この学則は平成 14 年 4 月 1 日より施行する。
- 28 この学則は平成 16 年 4 月 1 日より施行する。
- 29 この学則は平成 18 年 2 月 1 日より施行する。
- 30 この学則は平成 19 年 4 月 1 日より施行する。
ただし、平成 18 年度以前の入学生については第 6 章第 24~26 条の改正規定は適用しない。
- 31 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。
- 32 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。
- 33 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。
- 34 この学則第 2 条第 2 項は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。
- 35 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。
- 36 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。
- 37 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 38 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。
- 39 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。
- 40 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。
- 41 この学則は、2020年4月1日より施行する。
- 42 この学則は、2021年4月1日より施行する。
- 43 この学則は、2022 年 4 月 1 日より施行する。